

各 位

社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団 立雲の郷

とらふす道場の利用料改定と休館日等の変更について(お知らせ)

平素から、厚生労働大臣認定 健康増進施設「とらふす道場」をご利用いただいております事、心より厚くお礼申し上げます。

立雲の郷、とらふす道場の利用料の見直しにつきまして、数年前から協議をしてまいりました。平成20年の開設以降、12年が経過しようとする中で、消費税率が5%から、8%へ、10%へと2回の増税にも関わらず、懸命に経営努力をしながら、とらふす道場の利用料は据え置かせていただいていたのですが、近年の諸物価の上昇等によりまして、トレーニングマシンの維持費・更新費用をはじめ諸経費等の高騰が顕著になってきており、現行の利用料体系を維持するのが困難な状況となりました。

つきましては、誠に不本意ではございますが、下記のとおり、令和2年4月1日(水)より、利用料の改定をさせていただくことになりました。

併せまして、とらふす道場を利用していただく時間を増やす為、並びに働き方改革等によりまして、休館日の変更をさせていただくことになりました。現在は、火曜日が休館日でございますが、同じく、令和2年4月1日(水)以降、火曜日は開館し、日曜日を休館日とさせていただきます。

令和2年3月末までは、現行の利用料が適応になります。なお、令和2年2月17日以前に、回数券、3か月会員、年会員になられた方で、今回の改正に、ご納得いただけないようであれば、払い戻しに応じさせていただきますので、ご相談ください。

以上、利用料の改定、並びに休館日の変更につきまして、何とぞ諸般の事情を、ご賢察の上、今後とも変わらぬご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

【変更月日】 令和2年4月1日(水)

【開館日等】 平日 10:00～21:00 (入館最終時間 20:30)
土・祝日・振替休日 10:00～18:00 (入館最終時間 17:30)

【休 館 日】 日曜日(日曜日が祝日の場合も) 及び 年末年始(12/29～1/3)

【利 用 料】 (単位:円)

	1回券	回数券	1か月券	3か月券	年会員	スタジオプログラム
高齢者	400	4,000	2,000	5,300	20,000	400
一般	600	6,000	3,300	8,800	33,000	600
中学生以下	400	4,000	2,000	5,300	20,000	
障害者	すべての区分の半額					